

# 平成21年度 第1回

## 伊達市地域公共交通活性化協議会次第

日時：平成21年7月23日（木）

午後1時30分～午後3時

場所：伊達市役所本庁舎・特別会議室

### 1, 開 会

### 2, 会長あいさつ

### 3, 協 議

(1) 平成20年度会計収支決算の承認について

(2) 霊山・月舘地域でのデマンド型乗合タクシー運行に関する協議について

(3) 伊達・梁川地域でのデマンド型乗合タクシー試験運行の実施について

(4) 乗合バス路線の廃止に関する協議について

### 4, その他

### 5, 閉 会

(1)平成20年度会計収支決算の承認について

平成20年度伊達市地域公共交通活性化協議会の会計収支決算を次のとおり報告し、承認を求める。

平成21年7月23日

伊達市地域公共交通活性化協議会

会長 仁志田 昇 司

収入決算額 884,577

支出決算額 231,940

差引残額 652,637 (次年度繰越)

1. 収入

(単位：円)

款	項	目	予算額	収入済額	比較増減	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	884,000	884,000	0	伊達市負担金
2 支出金	1 補助金	1 補助金	4,500,000	0	△4,500,000	調査事業 (国庫補助金)
3 諸収入	1 雑入	1 雑入	1,000	577	△423	預金利子等
合 計			5,385,000	884,577	△4,500,423	

2. 支出

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	318,000	197,273	△120,727	費用弁償等 会議費用
	2 事務費	1 事務費	147,000	34,667	△112,333	消耗品 通信費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	4,620,000	0	△4,620,000	調査事業 (委託費)
3 予備費	1 予備費	1 予備費	300,000	0	△300,000	
合 計			5,385,000	231,940	△5,153,060	

地域公共交通総合連携計画策定調査事業に係る、国庫補助金の収入と委託料の支出が4月になり、それぞれ、「未収金」「未払金」として整理し、次年度に繰り越し。

1. 未収金 4,500,000円 (国土交通省よりH21.4.27収入済)

2. 未払金 4,620,000円 (㈱ケー・シー・エス東北支社へH21.4.30支出済)

# 会 計 監 査 報 告 書

平成20年度伊達市地域公共交通活性化協議会会計収支決算について、平成21年7月8日に関係諸帳簿並びに証拠書類に基づき監査を行った結果、適正かつ正確であることを認めました。

平成21年7月23日

伊達市地域公共交通活性化協議会

監査員

鈴木益美



監査員

八巻康雄



- (2) 霊山・月館地域でのデマンド型乗合タクシー運行に関する協議について  
※協議会において協議する根拠・・・道路運送法（別添「参考資料」のとおり）  
※運行計画・・・別添のとおり

- (3) 伊達・梁川地域でのデマンド型乗合タクシー試験運行の実施について

※根拠法令・・・道路運送法

（乗合旅客の運送）

第 21 条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

(1) 災害の場合その他緊急を要するとき。

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

※運行計画・・・別添のとおり

(4) 乗合バス路線の廃止に関する協議について

① 廃止しようとする路線

路線名	起点	主な経由地	終点	キロ程
五十沢	福島駅東口	月の輪	沼平	26.8
白根	梁川駅	取揚	宮本	7.6
山舟生	梁川駅	八幡	除石	9.2

② 廃止予定日

平成21年10月1日

(最終運行日の翌日)

※ 協議会において協議する根拠

交通事業者は、当該路線を休止又は廃止するときは、地域協議会において協議が調った場合において、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

道路運送法

(事業計画の変更)

第15条の2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その6月前(旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合)あつては、その30日前)までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

道路運送法施行規則

(一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例)

第15条の4 法第15条の2第1項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 2 当該路線の休止又は廃止について地域協議会(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。)において協議が調った場合

# 道路運送法(抜粋)

参考資料

(種類)

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。 \*無償運送は含まない。

- 一 一般旅客自動車運送事業 (特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業)
  - イ 一般乗合旅客自動車運送事業 (乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業) 例：路線バス・デマンド型乗合タクシー  
(運行形態：路線定期運行・路線不定期運行・区域運行)

二 特定旅客自動車運送事業 (特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業)

(一般旅客自動車運送事業の許可)

第四条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(許可申請)

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者は、旅客の運賃及び料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

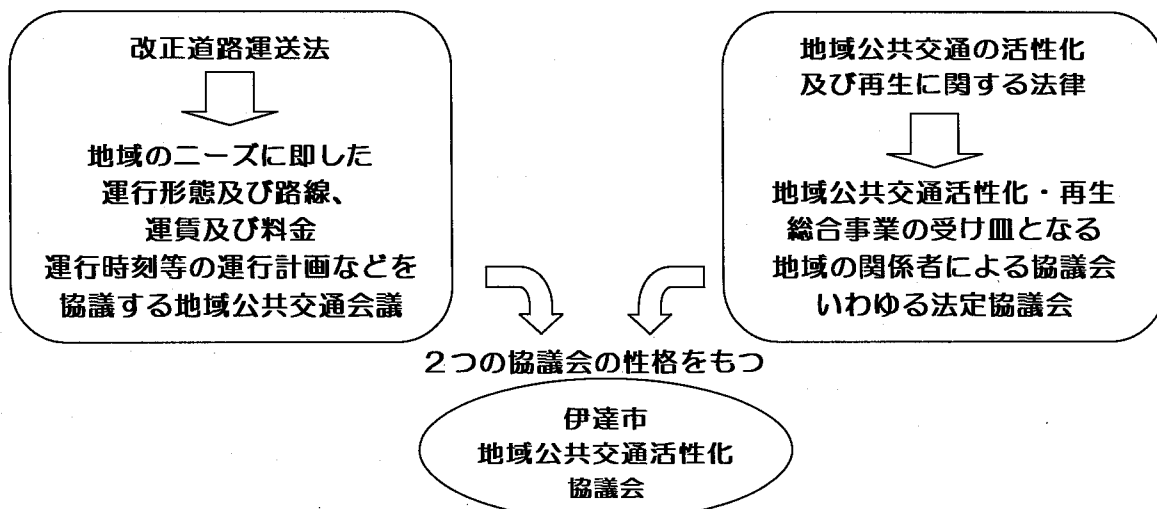
- 3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、地域公共交通会議又は協議会において協議が調っているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。
- 5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

## 道路運送法施行規則(抜粋)

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

第九条 法第九条第三項又は第四項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定(変更)届出書を提出するものとする。

2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類を添付するものとする。



## 伊達市地域公共交通活性化協議会委員名簿

No.	組織区分名	代表者職名	代表者	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法施行規則の規定
1	伊達市	市長	仁志田 昇司	計画策定市町村・主催する市町村
2	ふくしま自治研修センター	教授	吉岡 正彦	学識経験者・学識経験を有する者
3	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官	宮地 和久	その他必要と認めるもの・地方運輸局長
4	福島県東北地方振興局	県民環境部長	遠藤 栄一	その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの
5	伊達警察署	交通課長	紺野 高	公安委員会・都道府県警察
6	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	調査第二課長	岩淵 敦	道路管理者・道路管理者
7	福島県保原土木事務所	所長	堀田 洋一	道路管理者・道路管理者
8	伊達市建設部	建設部長	松浦 裕行	道路管理者・道路管理者
9	社団法人福島県バス協会	専務理事	菅崎 守雄	公共交通事業者等・一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体
10	福島交通株式会社	福島支社次長	鈴木 昭平	公共交通事業者等・一般乗合旅客自動車運送事業者
11	東日本旅客鉄道株式会社	福島支店長	寺田 充	公共交通事業者等・その他運営上必要と認めるもの
12	阿武隈急行株式会社	代表取締役専務	尾形 憲一	公共交通事業者等・その他運営上必要と認めるもの
13	社団法人福島県タクシー協会	県北支部長	宍戸 清治	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体
14	有限会社丸和保原タクシー	代表取締役	寺島 剛	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
15	有限会社梁川タクシー	代表取締役	宍戸 清治	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
16	有限会社ふくしま中央交通	支配人	高橋 好雄	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
17	有限会社月館タクシー	代表取締役	菅野 午三	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
18	新達交通株式会社	代表取締役	引地 達雄	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
19	伊達町町内会東地区連合会	会長	鈴木 益美	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
20	梁川町町内会連合会	会長	八巻 康雄	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
21	保原町町内会連合会	会長	須永 英次	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
22	前霊山町新多目的交通システム運行委員会	副委員長	直江 市治	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
23	前月館町新多目的交通システム調査委員会	委員長	佐藤 満明	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
24	伊達市PTA連絡協議会	会長	齋藤 俊則	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
25	伊達市連合婦人会	会長	小野 洋子	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
26	伊達市連合婦人会	副会長	菅井 ハルヨ	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
27	伊達市連合婦人会	副会長	—	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
28	伊達市社会福祉協議会	会長	梅津 義昭	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
29	私鉄総連福島交通労働組合	福島支部支部長	紺野 淳	その他必要と認めるもの・一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
30	自交総連福島地方連合会	執行委員長	山崎 良博	その他必要と認めるもの・一般乗用旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
31	伊達市商工会	会長	渡邊 武	その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの
32	保原町商工会	会長	佐藤 晃司	その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの

伊達市（霊山・月館地域）ダイヤモンド型乗合タクシー運行計画（案）

- ① 名称 「霊山・月館まちなかタクシー」
- ② 運行主体 伊達市商工会
- ③ 運行事業者 (有) 丸和保原タクシー  
(有) 月館タクシー
- ④ 運行開始日 平成21年10月1日から運行開始
- ⑤ 運行日 運行日は、月曜日から金曜日とする。土・日、祝日、お盆及びひ年末年始は運行しない。  
※「お盆」は、8月14日～16日  
※「年末年始」は、12月29日～1月3日  
午前8時30分から午後4時30分まで
- ⑥ 運行時間 利用者は、「霊山・月館まちなかタクシー運行委員会」に利用登録し、電話予約による「戸口から戸口」のダイヤモンド型乗合運行。(複数の方との乗合利用となるため、目的地に直行する通常タクシーとは異なることから、到着時間に余裕がある場合の利用となる。)
- ⑦ 運行形態
- ⑧ 運行エリア

運行区域	エリア名	該当地区	運行形態
伊達市	月館エリア	月館・布川・御代田・糠田 下手渡・上手渡	ダイヤモンド型
	まちなかエリア	掛田地区	ダイヤモンド型
	東部エリア	石戸地区	ダイヤモンド型
	西部エリア	小国地区	ダイヤモンド型
	北部エリア	山野川地区・霊山地区	ダイヤモンド型

- ⑨ 運行車両 5台（ジャンボタクシー1台、小型タクシー3台、マイクロバス1台）
- ⑩ 利用料金
  - ・月館エリア 1回につき 500円
  - ・同一エリア内（東部・西部・北部）及びまちなかエリアへの移動 1回につき 500円
  - ・まちなかエリア内移動 1回につき 300円
  - ・隣接する他のエリアへの移動（霊山地域のみ）1回につき 700円

例：東部エリアから北部エリアへの移動  
生活路線バス代替運行 1回につき 200円  
子供料金（小学生以下）は、上記料金の半額とする。  
未就学児1人は、保護者同伴に限り無料。但し、2人目からは子供料金とする。

⑪ 運行時刻表

月館地域		霊山地域	
月館エリア	まちなかエリア	東部・西部・北部エリア	まちなかエリア
発車時刻	発車時刻	まちなか	方部行き
8:30～11:30 (60分間隔)	8:30～11:30 (30分間隔)	8:30	10:00
		9:30	11:00
		10:30	
		11:30	
13:00～16:00 (60分間隔)	13:00～16:00 (30分間隔)	13:30	14:00
		14:30	15:00
		15:30	16:00

【霊山地域・東部エリア（掛田・移載線）】

通勤・通学のための生活路線バス代替運行。

霊山まちなか(掛田小)発	移載着	移載発	霊山まちなか(掛田小)着
14:37	15:05	15:07	15:35
15:37	16:05	16:07	16:30

⑫ 時間外運行

ダイヤモンド型乗合タクシー運行時間(8:30～16:30)外で通勤・通学のための生活路線バス代替運行。

【掛田・梁川線】

霊山まちなか(掛田駅)発	塩野川着	塩野川発	霊山まちなか(掛田駅)着
7:20	7:47	7:50	8:17
16:45	17:12	17:20	17:47

【掛田・移載線】

霊山まちなか(掛田駅)発	移載着	移載発	霊山まちなか(掛田駅)着
6:02	7:27	6:28	6:53
6:54	7:19	7:20	7:48
16:37	17:05	17:07	17:32
17:40(11月～2月)	18:05	18:07	18:32
18:40(3月～10月)	19:05	19:07	19:32

※対象者：ダイヤモンド型乗合タクシー登録者（前日までの予約制）  
 ※定時定路線（不特定多数の利用者を乗車させるため、決まった時刻に決まったルートを運行する。利用者がいなくても運行しなければならない。）ではなく、ダイヤモンド型乗合タクシーの時間外運行。したがって前日までの予約がなければ運行しない。



- ⑨ 運行車両 7台 (ジャンボタクシー2台、小型タクシー5台)
- ⑩ 利用料金
  - ・同一エリア内 (東部・西部・南部・北部) 及びまちなかエリアへの移動 1回につき 500円
  - ・伊達、梁川まちなかエリア内移動 1回につき 300円
  - ・路線バス代替運行 1回につき 300円
  - ・子供料金 (小学生以下) は、上記料金の半額とする。
  - ・未就学児1人は、保護者同伴に限り無料。但し、2人目からは子供料金とする。

⑪ 運行時刻表

伊達地域		梁川地域	
伊達まちなかエリア	梁川まちなかエリア	東部・西部・南部・北部	まちなか
発車時刻	発車時刻	まちなか	方部行き
8:30~11:30 (30分間隔)	8:30~11:30 (30分間隔)	8:30 9:30 10:30 11:30	10:00 11:00
13:00~16:30 (30分間隔)	13:00~16:30 (30分間隔)	13:30 14:30 15:30	13:00 14:00 15:00 16:00

⑫ 時間外運行

デマンド型乗合タクシー運行時間 (8:30~16:30) 外で通勤・通学のための路線バス代替運行。

【五十沢線】

梁川まちなか(梁川駅)発	五十沢着	五十沢発	梁川まちなか(梁川駅)着
17:30	17:45	17:50	18:05

【山舟生線】

梁川まちなか(梁川駅)発	山舟生着	山舟生発	梁川まちなか(梁川駅)着
—	—	7:20	7:45
16:30	16:55	17:00	17:25

【白根線】

梁川まちなか(梁川駅)発	白根着	白根発	梁川まちなか(梁川駅)着
—	—	7:20	7:45
16:30	16:55	17:00	17:25

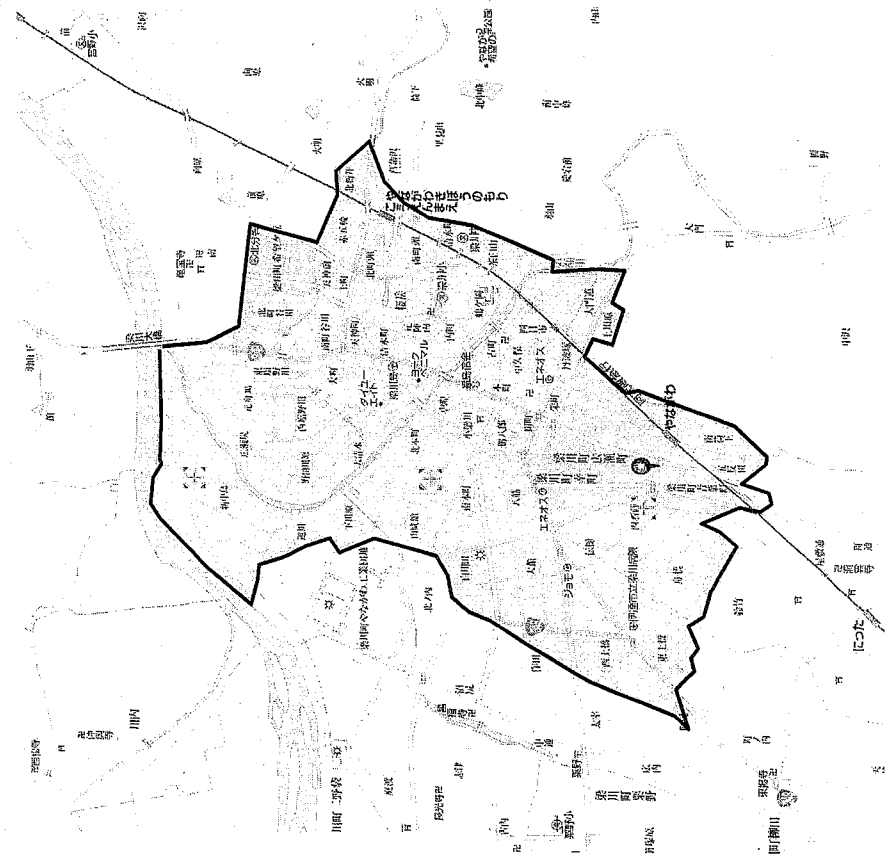
※対象者：デマンド型乗合タクシー登録者 (前日までの予約制)

※定時定路線 (不特定多数の利用者を乗車させるため、決まった時刻に決まったルートを実行する。利用者がいなくても運行しなければならず、デマンド型乗合タクシーの時間外運行。したがって前日までの予約がなければ運行しない。)

◇ 梁川まちなかエリア

- ・東側 清水町付近道路沿い (寿センターを含む)
- ・西側 下川原 山城館 白川田 西土橋 地区まで
- ・南側 東土橋 舟橋 青葉町 五反田 地区まで
- ・北側 中島 北町谷川 梁川希望ヶ丘地区まで

【運行梁川まちなかエリア図】



伊達市 (伊達・梁川地域) デマンド型乗合タクシー運行計画 (案)

【運行エリア図】

① 名称 「デマンドやながわ」 「デマンドだて」 (仮称)

② 運行主体 伊達市商工会

③ 運行事業者 伊達地域：ふくしま中央交通 株式会社

梁川地域：梁川タクシー 株式会社  
福島県北交通 株式会社

④ 運行開始日 平成21年10月1日から運行開始  
試験運行終了後、時期を別に定めて本格運行を開始する。

⑤ 運行日 運行日は、月曜日から金曜日とする。土・日、祝日、お盆  
及び年末年始は運行しない。

※「お盆」は、8月14日～16日

※「年末年始」は、12月29日～1月3日

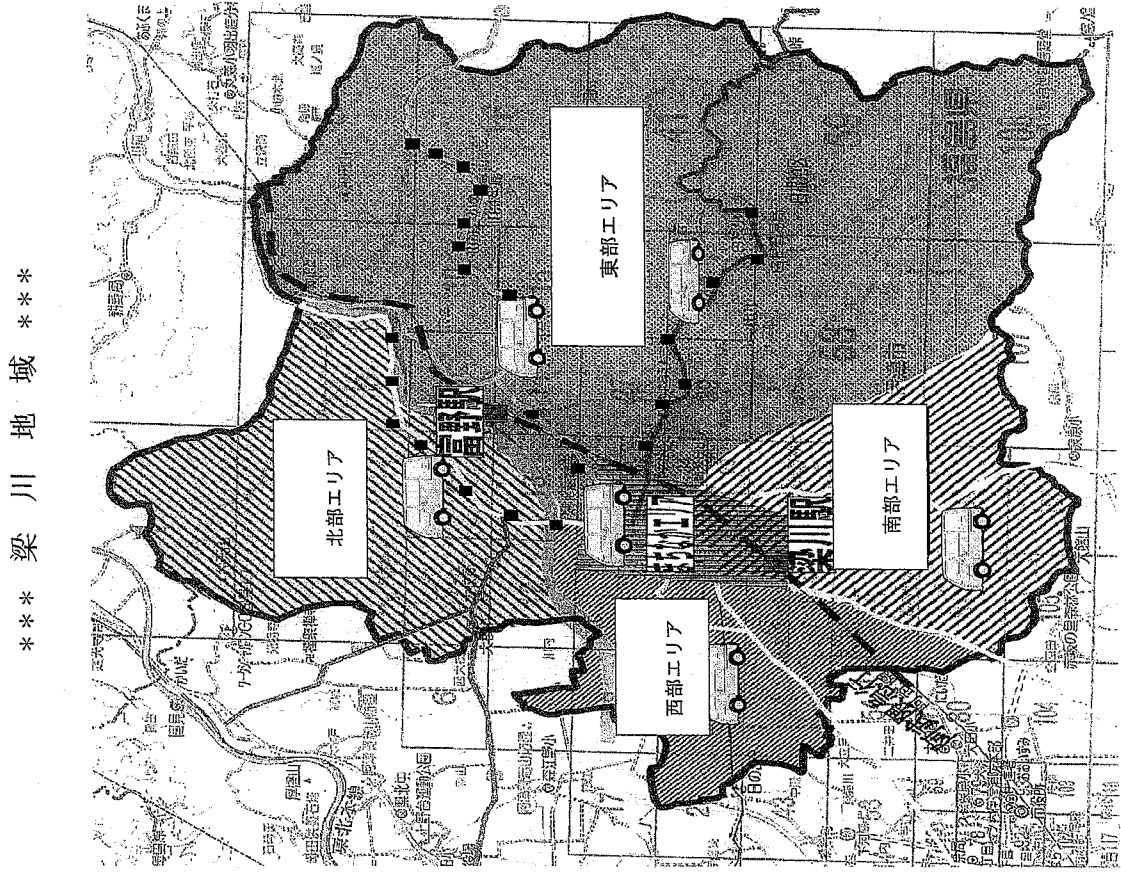
⑥ 運行時間 午前8時30分から午後4時30分まで

⑦ 運行形態 利用者は「伊達・梁川デマンド乗合タクシー運行委員会」  
に利用登録し、電話予約による「戸口から戸口」のデマンド型  
乗合運行。(複数の方との乗合利用となるため、目的地に直行  
する通常タクシーとは異なることから、到着時間に余裕がある  
場合の利用となる。)

⑧ 運行エリア

運行区域	エリア名	該当地区	運行形態
伊達地域	伊達まちなかエリア	旧伊達町市街 (川西)・箱崎・伏黒	デマンド型
	梁川まちなかエリア	梁川まちなかエリア図のとおり	デマンド型
伊達市	北部エリア	五十沢・東大枝	デマンド型
	東部エリア	富野・八幡・舟生・山舟生・白根	デマンド型
	西部エリア	栗野・柳田・二野袋 やながわ工業団地	デマンド型
	南部エリア	大関・新田・細谷・陽光台・足駄木	デマンド型

※北部エリア (五十沢)・東部エリアでは、路線バス代替運行 (時間外運行) を行う。



## 伊達市地域公共交通活性化協議会出席者名簿

090723

No.	組織区分名	委員職名	委員名	代理出席者
1	伊達市	市長 (会長)	仁志田 昇司	
3	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官	宮地 和久	
4	福島県県北地方振興局	県民環境部長	遠藤 栄一	
5	伊達警察署	交通課長	紺野 高	
7	福島県保原土木事務所	所長	堀田 洋一	
8	伊達市建設部	建設部長	松浦 裕行	都市計画課主幹 黒須 英敏
9	社団法人福島県バス協会	専務理事	菅崎 守雄	
10	福島交通株式会社	福島支社次長	鈴木 昭平	
11	東日本旅客鉄道株式会社	福島支店長	寺田 充	
12	阿武隈急行株式会社	代表取締役専務	尾形 憲一	
13	社団法人福島県タクシー協会	県北支部長	穴戸 清治	
14	有限会社丸和保原タクシー	代表取締役	寺島 剛	
16	有限会社ふくしま中央交通	支配人	高橋 好雄	
18	新達交通株式会社	代表取締役	引地 達雄	
19	伊達町町内会東地区連合会	会長 (監査員)	鈴木 益美	
20	梁川町自治組織連絡会	会長 (監査員)	八巻 康雄	
21	保原町町内会連合会	会長	須永 英次	
22	前霊山町新多目的交通システム運行委員会	副委員長	直江 市治	
23	前月館町新多目的交通システム調査委員会	委員長	佐藤 満明	
24	伊達市PTA連絡協議会	会長	齋藤 俊則	
26	伊達市連合婦人会	会長	小野 洋子	
27	伊達市連合婦人会	副会長	菅井 ハルヨ	
28	伊達市社会福祉協議会	会長	梅津 義昭	
29	私鉄総連福島交通労働組合	福島支部支部長	紺野 淳	
31	伊達市商工会	会長	渡邊 武	
32	保原町商工会	会長	佐藤 晃司	事務局長 森 祐人
	福島市都市政策部交通政策課	参事兼交通政策課長	渡邊 善一	オブザーバー
			計27人出席	